

# 「体罰に係る実態把握調査」結果（平成24年度分）

義務教育課  
 高校教育課  
 特別支援教育課  
 スポーツ課

## 1 実態把握調査の目的

県独自の調査項目を設け、調査方法等についても適正を期して実施し、児童生徒に対する体罰の実態を把握し、学校から体罰を根絶する。

## 2 実態把握調査の調査対象期間

平成24年度（H24.4～H25.3）

平成23年度以前 教育職員：現任校在職期間（過去3年間）

児童生徒、保護者：平成23年度以前の在学期間

## 3 長野県独自の調査項目

- ① 体罰を受けた場面
- ② 他の児童生徒への体罰の内容
- ③ 部活動の外部コーチ等からの体罰の有無とその内容
- ④ 平成23年度以前の体罰の有無とその内容

## 4 提出された調査票数

### (1) 各学校に提出された調査票の枚数

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
教育職員（枚）	8,426 (100%)	5,045 (100%)	4,504 (100%)	1,594 (100%)	19,569 (100%)
児童生徒（枚）	106,021 (89.7%)	45,291 (74.6%)	35,859 (72.5%)	1,767 (70.1%)	188,938 (81.8%)
保護者（枚）	88,386 (74.8%)	43,410 (71.5%)	35,528 (71.8%)	1,938 (76.9%)	169,262 (73.3%)
合計（枚）	202,833 (82.8%)	93,746 (74.1%)	75,891 (73.8%)	5,299 (79.9%)	377,769 (78.5%)

※（ ）は、調査対象者数に対する提出された調査票数の割合（%）

### (2) 上記の他、県教育委員会と企画部次世代サポート課に、直接提出された事案数

	義務教育課	高校教育課	特別支援教育課	スポーツ課	次世代サポート課	合計
事案数（件）	96	3	3	7	14	123

(3) (1)の合計377,769枚のうち、平成24年度に「体罰あり」と回答があったものは、2,805件。(2)の123件のうち、平成24年度分は62件。その合計2,867件の同一事案をまとめると、2,117件となった。

## 5 4(3)の2,117件の個々の案件について調査し、仕分けした数値

分類	体罰と判断される行為		体罰と判断されない行為				その他			合計	
	①身体に対する侵害	②肉体的苦痛	③認められる懲戒	④正当な行為	⑤有形力の行使はあるが、体罰には当たらない行為	⑥有形力の行使を伴わない行為	⑦暴言等	⑧調査困難な案件	⑨その他		
小学校	14(4)	0(0)	246	223	446	67	0	80	221	72	1,369
中学校	24(16)	2(0)	53	64	219	37	0	42	93	19	553
高等学校	13(8)	0(0)	1	3	50	3	0	9	42	17	138
特別支援学校	1(0)	0(0)	1	36	10	1	0	1	1	6	57
小計	52(28)	2(0)	301	326	725	108	0	132	357	114	2,117
合計	54(28)						1,460		603		2,117

※（ ）内は、H25.3.29の第2回中間報告の数（内数）。

※ 前回、中学の「体罰と判断される行為」については、同一教員が複数の事案に関わっている場合、別事案として件数化したのが、今回は、体罰を行った人数を件数とした。したがって、前回17とした案件数が、16となっている。

※ 中学校の体罰と判断される行為の数には、県独自調査による外部コーチの2件が含まれる。文部科学省へ報告の体罰総数は、これら2件を除く52件。

## 6 調査結果の詳細

### 別紙

## 7 今後の予定

- (1) 今回の調査を踏まえ、すべての学校の教職員に対して、指導資料を基にした研修を行う。  
例) 部活動指導に関する県主催の研修等
- (2) 各学校と各市町村教育委員会において、児童・生徒及び保護者等に対して調査結果と対応策について説明するよう要請する。
- (3) 体罰に該当する案件については、さらに調査のうえ、懲戒処分、または、指導上の措置、その他必要な措置をとるとともに、被処分者に対しては、研修プログラムに基づいた指導・研修を徹底する。
- (4) 体罰について、今後も継続して調査することとし、具体的方策については、検討する。
- (5) 体罰に関する県の相談窓口を周知する。

### 【体罰に関する県の相談窓口】

- 子どもや保護者の声をお聴きします・・・ 「こどもの権利支援センター」(心の支援室内)  
**026-235-7458**
- 小・中学校に関することは・・・ **義務教育課**  
**026-235-7426**
- 高等学校に関することは・・・ **高校教育課**  
**026-235-7430**
- 特別支援学校に関することは・・・ **特別支援教育課**  
**026-235-7456**
- 部活動・社会体育に関することは・・・ **スポーツ課**  
**026-235-7448**
- 青少年に関することは・・・ 「なんでもハロー青少年」(次世代サポート課内)  
**026-235-7100**

(別紙1)「体罰に係る実態把握調査」調査結果の詳細

1 調査件数

(1) 平成24年度について、「体罰あり」と回答があった調査票数(枚数)、件数化した数(件数)及び学校数(校数)

	教育職員の 調査票数(枚)	児童生徒の 調査票数(枚)	保護者の 調査票数(枚)	調査票 合計枚数(枚)	同一事案をま とめて件数化 した数(件)※ 1	学校数(校) ※2
小学校	156 (196)	656	831	1,643 (1,683)	1,369 (1,363)	231
中学校	124	329	491	944	553 (559)	118
高等学校	45	79	37	161	138	54
特別支援学校	47	5	5	57	57	15
合計	412	1,069	1,364	2,805 (2,845)	2,117	418

※1 2,805件に県教委に直接提出された62件を含め、同一の調査票に異なる年度の内容が記載されている場合や、異なる体罰について記載されている場合がある。また、同一の体罰事案について複数の調査票に記載されている場合がある。それらを、精査して整理し、同一事案をまとめて件数化した数字。

※2 学校数は、教育職員、児童生徒、保護者の調査票の、いずれかに、「体罰あり」及び体罰に関する書き込みがあった学校の数。

※( )は、前回発表の数字

(2) 2,117件の個々の案件について調査し、仕分けした数値(再掲)

分類	体罰と判断される行為		体罰と判断されない行為				その他				合計
	①身体 に対する 侵害	②肉体的 苦痛	③認めら れる懲戒	④正当 な行為	⑤有形力の行使は あるが、体罰には 当たらない行為	⑥有形力の行使を 伴わない行為	⑦暴言等		⑧調査 困難な 案件	⑨その 他	
							暴言	不適切 な言動			
小学校	14(4)	0(0)	246	223	446	67	0	80	221	72	1,369
中学校	24(16)	2(0)	53	64	219	37	0	42	93	19	553
高等学校	13(8)	0(0)	1	3	50	3	0	9	42	17	138
特別支援学校	1(0)	0(0)	1	36	10	1	0	1	1	6	57
小計	52(28)	2(0)	301	326	725	108	0	132	357	114	2,117
合計	54(28)		1,460				603				2,117

※ ( )内は、H25.3.29の第2回中間報告の数(内数)。

※ 中学校の体罰と判断される行為の数には、県独自調査による外部コーチの2件が含まれる。文部科学省へ報告の体罰総数は、これら2件を除く52件。

## 2 学校、市町村教委、県教委が、体罰と確認した事案(H24年度分)の詳細

### (1) 体罰をした人のうちわけ(人)

#### ①教育職員

	校長 教頭	担任	部活動 顧問	その他 の教員	合計
小	0	12(4)	0	2(0)	14(4)
中	0	7(2)	10(8)	7(4)	24(14)
高	0	3(1)	8(6)	2(1)	13(8)
特支	0	0	0	1(0)	1(0)
合計	0	22(7)	18(14)	12(5)	52(26)人

#### ②部活動外部コーチなど

	部活動外部 コーチなど
中	2(2)
高	0
合計	2(2)人

以下、( )内は、H25.3.29の第2回中間報告の数(内数)

### (2) 被害を受けた児童生徒数(人)

#### ①教育職員

	教育職員に
小	19(11)
中	88(46)
高	27(21)
特支	1(0)
合計	135(78)人

#### ②部活動外部コーチなど

	部活動外部 コーチなどに
中	4(4)
高	0
合計	4(4)人

### (3) 体罰の態様

#### ① 教育職員が行った体罰の態様(事案数)

	素手で殴る	棒などで殴る	蹴る	投げる・転倒させる	殴る及び蹴る等	その他	合計
小	5(2)	0	2(1)	1(0)	0	6(1)	14(4)
中	8(2)	0	1(1)	1(1)	0	14(10)	24(14)
高	4(0)	0	0	0	5(5)	4(3)	13(8)
特支	0	0	0	0	0	1(0)	1(0)
合計	17(4)件	0件	3(2)件	2(1)件	5(5)件	25(14)件	52(26)件

#### ② 部活動外部コーチが行った体罰の態様(事案数)

	素手で殴る	棒などで殴る	蹴る	投げる・転倒させる	殴る及び蹴る等	その他	合計
中	0	0	1(1)	0	0	1(1)	2(2)
高	0	0	0	0	0	0	0
合計	0件	0件	1(1)件	0件	0件	1(1)件	2(2)件

### (4) 体罰のあった学校数

#### ①教職員による体罰の あった学校数

	学校数
小	9
中	18
高	11
特支	1
合計	39校

#### ②部活動外部コーチ等 による体罰のあった学 校数

	学校数
中	2
高	0
合計	2校

※体罰を受けた児童生徒が複数で、それぞれの体罰の態様が異なる場合は、その内の主な一つを明記。

(5) 被害の状況

① 教育職員の体罰を受けた児童生徒の被害状況(事案数)

	死亡	骨折・捻挫など	鼓膜損傷	外傷	打撲(頭)	打撲(顔)	打撲(足)	打撲(その他)	鼻血	髪を切られる	その他	傷害なし	合計
小	0	0	0	1(0)	0	0	0	0	1(0)	0	1(0)	11(4)	14(4)
中	0	0	0	1(1)	0	0	1(1)	0	2(2)	0	0	20(10)	24(14)
高	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13(8)	13(8)
特支	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1(0)	1(0)
合計	0	0	0	2(1)	0	0	1(1)	0	3(2)	0	1(0)	45(22)	52(26)件

※体罰を受けた児童生徒が複数で、それぞれの体罰の態様が異なる場合は、その内の主な一つを明記。

② 部活動外部コーチの体罰を受けた児童生徒の被害状況(事案数)

	死亡	骨折・捻挫など	鼓膜損傷	外傷	打撲(頭)	打撲(顔)	打撲(足)	打撲(その他)	鼻血	髪を切られる	その他	傷害なし	合計
中	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2(2)	2(2)
高	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2(2)	2(2) 件

3 学校、市町村教委、県教委が、今回の調査で体罰と確認した事案(教育職員)の処分等の状況(件数)

(1) H24年度以降の処分等状況(件数)

	懲戒処分	指導上の措置	検討中	合計
小学校	1(1)	0	13(3)	14(4)
中学校	5(5)	3(3)	16(6)	24(14)
高等学校	3(3)	2(2)	8(3)	13(8)
特別支援学校	0	0	1(0)	1(0)
合計	9(9)	5(5)	38(12)	52(26)件

4 その他(学校管理下外の活動)

体罰ありと情報があった件数	同一事案をまとめた件数	体罰ありと確認した件数	体罰ではないと確認した件数	その他
6	5(5)	0(0)	4(2)	1(0)

※( )内の合計数が合わないのは、前回は、調査中のものがあつたため。

## (別紙2) 県内各郡市の学校管理下における体罰案件数(平成24年度分)

学校種	小学校		中学校		合計	
	案件総数	体罰案件数	案件総数	体罰案件数	案件総数	体罰案件数
小諸市	54	0	9	1	63	1
佐久市	42	0	19	1	61	1
上田市	107	0	55	1	162	1
東御市	6	0	7	0	13	0
伊那市	20	0	12	0	32	0
駒ヶ根市	11	0	26	1	37	1
岡谷市	43	0	12	2	55	2
諏訪市	56	0	12	1	68	1
茅野市	61	0	15	0	76	0
飯田市	68	0	26	0	94	0
松本市	116	6	36	2	152	8
塩尻市	15	1	30	0	45	1
大町市	12	0	15	0	27	0
安曇野市	76	0	30	3	106	3
長野市	324	4	114	9	438	13
須坂市	22	0	6	0	28	0
中野市	54	0	15	0	69	0
飯山市	12	0	1	1	13	1
千曲市	27	1	6	0	33	1
南佐久郡	20	0	5	0	25	0
北佐久郡	10	0	4	1	14	1
小県郡	5	0	8	0	13	0
上伊那郡	49	0	15	0	64	0
諏訪郡	21	0	5	0	26	0
下伊那郡	40	1	31	1	71	2
東筑摩郡	22	0	1	0	23	0
木曾郡	6	1	7	0	13	1
北安曇郡	31	0	7	1	38	1
埴科郡	3	0	非公表			
上高井郡	12	0	6	1	18	1
下高井郡	9	0	4	0	13	0
上水内郡	15	0	14	0	29	0
下水内郡	非公表					

(注) 国立・私立の小中学校を除く。

体罰調査に係る事案の分類と文部科学省が示した具体例

義務教育課  
高校教育課  
特別支援教育課

分類		具体例
体罰と判断される行為	①身体に対する侵害	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 体育の授業中、危険な行為をした児童の背中を足で踏みつける。</li><li>・ 授業態度について指導したが反抗的な言動をした複数の生徒らの頬を平手打ちする。</li><li>・ 立ち歩きの多い生徒を叱ったが聞かず、席に着かないため、頬をつねって席に着かせる。</li></ul>
	②肉体的苦痛	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 放課後に児童を残留させ、児童がトイレに行きたいと訴えたが、一切、室外に出ることを許さない。</li><li>・ 別室指導のため、給食の時間を含めて生徒を長く別室に留め置き、一切室外に出ることを許さない。</li><li>・ 宿題を忘れた児童に対して、教室の後方で正座で授業を受けるように言い、児童が苦痛を訴えたが、そのままの姿勢を保持させた。</li></ul>
	③認められる懲戒	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 学習課題や清掃活動を課す。</li><li>・ 授業中、教室内に起立させる。</li><li>・ 練習に遅刻した生徒を試合に出さずに見学させる。</li></ul>
体罰と判断されない行為	④正当な行為	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 児童が教員の指導に反抗して教員の足を蹴ったため、児童の背後に回り、体をきつく押さえる。</li><li>・ 試合中に相手チームの選手とトラブルになり、殴りかかろうとする生徒を、押さえつけて制止させる。</li></ul>
	⑤有形力の行使はあるが、体罰には当たらない行為	
	⑥有形力の行使は伴わないが不適切な行為	
その他	⑦暴言とは言えないが不適切な言動	
	⑧調査困難な事案	
	⑨その他	